

お知らせ

朝霞市最低制限価格制度について

令和7年4月1日以降に入札公告、指名通知を行うものから適用となります。

本市で行う競争入札において適用される最低制限価格の算定方法は、以下のとおりです。
引き続き、本市の入札契約制度へのご協力をお願いいたします。

適用案件

- ①建設工事のうち競争入札による案件
- ②建設工事に係る設計、調査及び測量業務のうち競争入札による案件
- ③業務委託（建設工事に係る設計、調査及び測量業務を除く。）のうち競争入札による案件

①建設工事のうち競争入札による案件（総合評価方式を除く。）

対 象： 予定価格が130万円を超える建設工事

算定式： 最低制限価格は、次の(1)～(4)の合計額に1,000円未満の端数を切り捨てた額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とします。

算定した額が予定価格の下限額に満たない場合は、その下限額を、上限額を超える場合は、その上限額を最低制限価格とします。

〔上限額〕 予定価格に92%を乗じた額

〔下限額〕 予定価格に75%を乗じた額

【算定式】

- (1) 直接工事費 × 97% (1円未満切り捨て)
- (2) 共通仮設費 × 90% (1円未満切り捨て)
- (3) 現場管理費 × 90% (1円未満切り捨て)
- (4) 一般管理費 × 68% (1円未満切り捨て)



②建設工事に係る設計、調査及び測量業務のうち競争入札による案件

対 象： 予定価格が 50 万円を超える下表に掲げる業務委託

算 定 式： 最低制限価格は、下表の業務区分の種類ごとに予定価格の算出の基礎となった同表のアからエの欄に掲げる額(1円未満切り捨て)の合計額(1,000円未満切り捨て)に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とします。ただし、その額が予定価格の下限額に満たない場合は、その下限額を、上限額を超える場合は上限額を最低制限価格とします。

業務区分	ア	イ	ウ	エ	上限額・下限額
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	—	上限額)予定価格の82% 下限額)予定価格の60%
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	上限(値)予定価格の81% 下限(値)予定価格の60%
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他の原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費の額に10分の5を乗じて得た額	
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	上限(値)予定価格の85% 下限(値)予定価格の2/3
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費の額に10分の5を乗じて得た額	上限(値)予定価格の81% 下限(値)予定価格の60%

③業務委託(建設工事に係る設計、調査及び測量業務を除く。)のうち競争入札による案件

対 象： 予定価格が 50 万円を超える次の業務委託

対象案件:

- (1)土木施設維持管理業務
- (2)建築物管理業務
- (3)清掃業務
- (4)警備業務(機械警備業務を除く。)
- (5)施設設備の保守点検又は管理運転に係る業務
- (6) (1)から(5)に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

算 定 式： 最低制限価格は、予定価格に10分の6を乗じて得た価格(その額に1,000円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額)に消費税及び地方消費税相当額を加算した額を下回らない額。

[担 当]

朝霞市総務部契約検査課入札契約係
電話 048-463-2488(直通)